

事務連絡
平成20年11月18日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

パラグアイ産ごまの種子の取扱いについて

標記については、平成20年11月10日付け事務連絡により、残留農薬(イミダクロプリドを含む)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、パラグアイ産ごまの種子から再度イミダクロプリドが検出されたことから、パラグアイ産ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)については、検査命令に移行することとしています。

については、登録検査機関における受託体制が整備されるまでの間、自主検査にて対応するようお願いします。

なお、検査命令の取扱いについては、登録検査機関における受託体制が整備された時点で、改めて通知することとします。

<違反事例>

1. 品名：生鮮ごまの種子

輸入者：兼松 株式会社

輸出者：SHIROSawa CO. SAIC

届出数量及び重量：1,040 BG、51,849.00 kg

検査結果：イミダクロプリド 0.05ppm (基準値：0.01ppm)

届出先：大阪検疫所

違反確定日：平成20年11月7日

措置状況：全量保管中

2. 品名：生鮮ごまの種子

輸入者：伊藤忠商事 株式会社

輸出者：AGROBIOLOGICO S. A.

届出数量及び重量：1,035 BG、51,976.50 kg

検査結果：イミダクロプリド 0.02ppm (基準値：0.01ppm)

届出先：名古屋検疫所

違反確定日：平成20年11月17日

措置状況：全量保管中